

=第1号議案=

森の循環推進協議会・サポーター会員規約（案）

第一条 <総 則>

1. この会の名称は、「森の循環推進協議会サポーター会」（以下「サポーター会」）とする。
2. サポーター会は、森の循環推進協議会と協同して、水源地保全・森林整備に資する事業を展開し、自然環境保護に貢献することを目的とする。
3. サポーター会の所在地は、横浜市神奈川区金港町6-18(株)インテリジェンス・ネットワーク内に設置する。

第二条 <会 員>

1. 会員は、前条2項の趣旨に賛同し、所定の申込み手続きを経て会員となるものとする。
2. 会員は、「法人会員」、「個人会員」の2種類とする。
3. 会員は別表に定める年会費を支払うものとする。

第三条 <会員の活動>

1. 会員は、森の循環推進協議会を通じて、森林整備・水源地保全に資する事業に参加することができる。
2. 会員が、前項の事業によって受注額或いは納入額の（役員決定後別紙定める。）割合を協賛金として森の循環推進協議会へ支払うものとする。

第四条 <役員>

1. サポーター会には、下記の役員及び顧問・相談役を設ける。

会長	1名	会計	1名
副会長	若干名	監事	2名
理事	若干名	顧問	若干名
相談役	若干名		

2. サポーター会の役員は初年度に限り任期1年とし、設立時に「森の循環推進協議会」より指名、2期目より任期2年とし役員会にて決定し選任されるものとする。
3. 役員は、サポーター会を代表して、水源地保全・森林整備に関する事業の推進、広報、啓蒙活動等を行う。

4. サポーター会は顧問・相談役の委嘱が出来るものとし、サポーター会会长が委嘱する。
5. 役員は、無報酬とする。

第五条 <役員会>

1. 役員は、定期的に役員会を開催し、その多数決にて、サポーター会の活動方針を決定する。
2. 役員は、役員会にて、活動予算の使途を取りまとめ、サポーター会会員の承認を得なければならない。その後、収支を森の循環推進協議会へ報告する。

第六条 <予算>

1. サポーター会の活動予算は、原則として各会員の年会費に基づき運営、清算、決済する。
2. サポーター会は、各種団体より寄付金等受け取る事が出来る。

第七条 <総会>

1. 年に1回、サポーター総会を開催する。
2. サポーター総会では、①収支・事業報告と予定を報告し総会にて決議する。
3. サポーター総会では、会員相互の親睦を深めるとともに、サポーター会の役員を選任し承認を得る。
4. 役員は、サポーター総会にて、サポーター会の活動を報告する。

第八条 <入会>

1. 正副会長にて入会審査会を開き承認をする。

第九条 <退会>

1. 会員は、いつでもサポーター会を退会できるものとする。但し、支払済みの年会費については返金されないものとする。

第十条 <会員資格の失効>

1. 会員が次のいずれかに該当した場合、当該会員は資格を失効させることができ。この場合、支払済みの年会費等については、返金されないものとする。
2. 当該会員が本規約に違反した場合。
3. 当該会員の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合。
4. 当該会員の社会的信用が著しく低下した場合。

5. その他、当該会員が会員として著しく不適格・公序良俗と役員・理事が判断した場合。

第十一條＜届け出事項の変更＞

1. 会員の個人情報等に変更があった場合は、当該会員は、速やかに届け出るものとする。
2. 前項に該当する届け出がない為、またはその届け出内容が不十分である為に通知またはその他の送付物が延着、または未着となった場合は、サポート一會はその通知の未着について責任を負わない。

第十二條 ＜規約の改正＞

1. サポート一會は、役員の過半数の承認を得た後、森の循環推進協議会の承認を得て、本規約の追加または、変更をすることができる。
2. 本規約の追加または変更がある場合は、新たな規約を施行する 1 カ月以上前に、各会員へ通知するものとする。

第十三条 <個人情報の取扱い>

1. 会員の個人情報は、別途定める個人情報保護の方針に従い管理する。

以上